平成２５年（フ）第５１６号
大阪市都島区友渕町１－５－２―1516、住民票上の住所大阪市此花区四貫島２丁目15番10号
破産者　内山　　靖
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２８号
大阪市北区池田町１番１―723号
破産者　村田　康保
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０７号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―701号、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目21番13号
破産者　蔵満　正樹
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４２号
大阪府高石市取石５－８―50　フルール・ド・リス103号
破産者　乾　　良一
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４９号
大阪市住之江区新北島３丁目９番３―702号
破産者　大柿　　肇
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北８丁目９－１、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘１丁目13番３号
破産者　倉本　明義
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
大阪府泉南郡岬町深日3477番地の７
破産者　清水　友子（旧姓永井）
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番19号
破産者　藤田　桂子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３９号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番19号
破産者　藤田　桂二
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1292番地
破産者　吉津　直樹
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県朝来市和田山町林垣200番地32
破産者　藤原　正博
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
佐賀県唐津市北波多行合野1876番地１
破産者　坂本　謙吾
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２６４号
熊本市東区花立２丁目12番35号、前住所熊本市東区榎町16番48―201号　エイルマンション健軍東
破産者　伊藤すず子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８６号
熊本市東区沼山津４丁目３番53号、前住所熊本市西区田崎２丁目４番19号　シティーガーデン田崎509号室
破産者　松本　光大
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
青森市大字大野字山下176番地23
破産者　Ｔｈｅ鮨屋こと　工藤　慎平
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
岩手県下閉伊郡山田町織笠18地割46番地　猿神農業担い手センター付近⑵７号棟４号室、住民票上の住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第12地割２番地74
破産者　澤田　淳一
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７６１号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目５番４号
破産者　黒木　昭彦
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６２号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目５番４号
破産者　黒木美枝子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
新潟県村上市杉原９―36　エディフィス105、住民票上の住所新潟県村上市板屋越670番地
破産者　渡辺　優樹
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部